

# 訴 状

平成 29 年1月12 日

名古屋地方裁判所 御中

原告 寺 本 泰 之

原告 奥 宮 芳 子

被告 豊橋市長 佐 原 光 一

設計委託業務公金支出差止住民訴訟事件

## 請求の趣旨

- 1、被告は、「道の駅整備調査設計委託業務」と「橋梁長寿命化修繕計画改定委託業務」の2件の委託業務費23,300,000円の公金支出をしてはならない。
- 2、訴訟費用は被告の負担とする。  
との判決を求める。

## 請求の原因

### 第1 当事者について

- 1、原告らは、愛知県豊橋市に居住する住民である。
- 2、被告は、豊橋市長佐原光一（以下、「被告」という）であり、豊橋市の公金の支出、契約の締結又は債務その他の義務の負担などの行為につき権限を有するものである。

## 第2 事実経過

- 1、「道の駅整備調査設計委託業務」について
  - (1)、豊橋市は、平成28年5月20日を開札執行日として「道の駅整備調査設計委託業務」（以下、「道の駅設計委託業務」という。）（甲1-1）の入札を行った。失格判断基準を導入した入札である。
  - (2)、「道の駅設計委託業務」の入札では、予定価格16,940,000円に対して失格判断基準は8,707,217円で予定価格の51.40%に設定された（甲1-2）。入札結果は（表1）の通りである。失格となった株式会社修成建設コンサルタント名古屋事務所の入札価格は8,671,381円で予定価格の51.20%であった。
  - (3)、失格となった株式会社修成建設コンサルタント名古屋事務所の入札価格は8,671,381円で予定価格の51.20%である。失格判断基準51.40%との差はわずか0.2%で、金額では35,836円である。この差額が「ダンピング」とされて失格となった。
  - (4)、失格判断基準価格からわずか0.2%低い入札価格がダンピングと断定されて失格となりわずか0.2%金額が高ければ適正落札者となった入札である。

(表1) 道の駅設計委託業務入札結果(甲1より原告がその1部を表にした。)

商号又は名称	入札価格(円)	結果
大日本コンサルタント株式会社中部支社	10,800,000	落札
株式会社修成建設コンサルタント名古屋事務所	8,671,381	失格(開札後)
東洋技研コンサルタント株式会社名古屋支社	12,130,000	参加
株式会社近代設計 名古屋支社	13,390,000	参加
株式会社日本海コンサルタント中京支店	13,900,000	参加
中央コンサルタンツ株式会社	14,700,000	参加
株式会社朝日設計事務所東三河営業所	17,020,000	参加

## 2、「橋梁長寿命化修繕計画改定委託業務」について

- (1)、豊橋市は、平成28年7月7日を開札執行日として「橋梁長寿命化修繕計画改定委託業務」(以下、「橋梁修繕委託業務」という。)の入札を行った(甲2-1)。「橋梁修繕委託業務」については予定価格20,380,000円、失格判断基準10,150,824円で予定価格の49.80%に設定した(甲2-2)。入札結果は(表2)の通りである。失格となったパシフィックコンサルタンツ株式会社中部支社の入札価格は10,144,550円で予定価格の49.77%であった。
- (2)、パシフィックコンサルタンツ株式会社中部支社の入札額10,144,550円は、被告が設定した失格判断基準のパーセンテージより0.03%低く、金額では6,274円低かった。
- (3)、失格判断基準価格からわずか0.03%低い入札価格がダンピングと

断定されて失格となり、わずか0.03%金額が高ければ適正落札者となった入札である。

(表2) 橋梁修繕委託業務入札結果 (甲2より原告がその1部を表にした。)

商号又は名称	入札価格 (円)	結果
株式会社協和コンサルタンツ中部営業所	12,500,000	落札
パシフィックコンサルタンツ株式会社中部支社	10,144,550	失格(開札後)
株式会社オリエンタルコンサルタンツ中部支店	14,480,000	参加
株式会社アスコ大東豊橋営業所	14,610,000	参加
株式会社アイエスシー豊橋事務所	21,000,000	参加
中部復建株式会社東三河営業所	21,350,000	参加
NTCコンサルタンツ株式会社豊橋営業所	21,900,000	参加
若鈴コンサルタンツ株式会社三河営業所	22,100,000	参加
株式会社フジヤマ豊橋支店	30,000,000	参加
株式会社名北総合技研豊橋営業所	40,000,000	参加

### 第3 本件2件の委託業務入札の違法性について

#### 1、工事に伴う委託業務への失格判断基準導入について

(1)、豊橋市が、工事に伴う委託業務 (以下「設計委託業務」という。)

の入札において失格判断基準を導入するようにしたのは平成25年6月1日からである (甲3)。

(2)、豊橋市は平成25年8月5日に「豊橋市民病院放射線治療施設等整備に伴う基本設計及び実施設計業務の入札を行った。この結果に対し

て原告の一人である寺本泰之が住民監査請求を行っている。結果は棄却であったが、監査結果の通知に附記として失格判断基準制度導入について次のように豊橋市長宛に要望している。

「本入札制度が試行であることを踏まえ、本基準の運用については、失格となった者に対する調査を行うなど、様々な検証を行うことによって本入札制度の透明性・信頼性を確保しつつ、より実効性の高い制度となるよう努められたい。」（甲4、7ページ）

- (3)、試行中の制度であることから様々な検証をしない限り、設計委託業務の入札における失格判断基準はその制度に実効性は確認できず、適正に機能していることも確認できない、ということである。ところが、豊橋市は、2年判を経た平成28年12月においても全く当該検証を行っていない。豊橋市議会議員である原告の寺本泰之が平成28年9月議会で前記附記の要望について一般質問をしたところ、豊橋市は「全く検証を行っていない。」と答弁している（甲5、116ページ）。平成28年12月議会においても同様の質問を行ったが、答弁は同じであった。

本件2件「道の駅設計委託業務」と「橋梁修繕委託業務」の落札者決定は、失格判断基準の制度が適正に機能していることが確認できないままの決定であり不当な決定であることは明らかである。

## 2、判示について

- (1)平成28年（行コ）第13号豊橋市民病院公金支出差止請求控訴事件（平成28年12月13日上告棄却で確定）は、原告の一人である寺

本泰之が、相手方である豊橋市が「豊橋市民病院放射線治療施設等整備に伴う基本設計及び実施設計業務」の入札においては、設計業務は90%以上が人件費であるから、過去のデータのストック（国土交通省告示第十五号第一業務報酬の算定方法で言う同一の設計図書）があれば大幅な人件費の削減が可能であり低価格入札でも十分に利益を確保できる。本件入札は、データのストックがゼロベースで積算された予定価格であるから、その予定価格を基準とした失格判断基準制度導入によって一律に失格を決めるのは社会通念上著しく妥当性に欠け、不当である、として落札業者の入札価格との差額分を豊橋市に返還するよう請求した住民訴訟である。判決は原審を相当であるとして棄却した。

(2)、しかし、平成28年（行コ）第13号の原審（名古屋地方裁判所平成26年（行ウ）第68号）の判決（甲6：17ページ1行目）において、裁判所は以下のように判示している。

「本件失格判断基準のように、適切に機能しているか否かが必ずしも明確ではない場合には、その導入後合理的な期間が経過した後に、これが適切に機能しているか否かについて検証する必要があるといわなければならない、このような検証をした結果、適切に機能していないことが判明したにもかかわらず、その是正を怠った場合、又は合理的な期間を経過してもなお検証すら行わない場合には、このような失格判断喜寿に基づく入札は違法になるというべきである。」

以上

設計業務への失格判断基準導入は平成25年6月1日から行われており、失格判断基準が導入された「豊橋市民病院放射線治療施設等整備に伴う基本設計及び実施設計業務」の入札は平成25年7月に行われている。

(3)、豊橋市は、設計委託業務への失格判断基準導入の検証を平成28年12月末時点でも行っていない。失格判断基準を導入した平成25年6月1日から平成28年12月末の時点までの約3年半の間一度も失格者の入札価格等の検証を行っていない。

(4)、以上1～3から本件2件の入札は違法である。

#### 第4 住民監査請求について

1、原告らは、平成28年10月18日付で豊橋市監査委員に対し、地方自治法242条1項に基づき、本件2件の委託業務に関する支出は、違法であるので支出された公金を返還するように豊橋市長に勧告することを求める住民監査請求を行なったが、同監査委員は、本件委託業務の入札は違法または不当なものと認めることはできない、として平成28年12月15日付けでこれを棄却した。（甲7）

2、豊橋市監査委員が棄却とした理由は、第3、2に挙げた平成28年（行コ）第13号豊橋市民病院公金支出差止請求控訴事件の判決文にある「どのような調査、判定方法によって上記各おそれの有無を判断するかについては、普通地方公共団体の長の合理的な裁量に委ねられていると解される。」の部分を引用し、実際に失格業者の入札価格を

検証することもなく監査結果を下している。

第3、2、(2)の原審の判示を無視した監査結果である。

原告はこの監査結果には全く納得できないので、提訴する。

## 第5 結論

被告である豊橋市長佐原光一は、豊橋市の公金の支出に対して権限を持つと同時に責任がある。平成28年(行コ)第13号豊橋市民病院公金支出差止請求控訴事件の結果やその訴訟の前提となる住民監査請求から、設計委託業務の入札に導入する失格判断基準については適正さを検証しなければならないことは分かっていた筈である。それにもかかわらず制度が導入された平成25年6月1日から今日に至る3年半に亘り検証を怠り、違法な落札者決定をした。

過去の設計委託業務の低入札価格調査(予定価格から30～40%)によれば、調査対象者のすべてが過去の類似業務の蓄積やすべての業務を直営で行うなどの理由から適正なコスト削減が行われており「適正な履行が可能」と認められ、契約業務は履行されている。したがって本件2件の失格となった業者は適正な履行が可能と考えられる。ところが失格とされたため豊橋市の住民は、併せて4,484,069円を不当に負担することになる。

本件2件の入札は、地方自治法2条14項、17項、及び地方財政法4条第1項にあきらかに違反する。

上記の通りであるから、原告は、被告に対し、地方自治法第242条の2第



1項1号に基づき、請求趣旨記載の判決を求める次第である。

## 証拠方法

別紙証拠記載の通り

## 添付書類

訴状副本	1通
甲号証写し	各1通

平成28年(行コ)第13号豊橋市民病院公金支出差止請求控訴事件の原審

訴訟物の価格 金1,600,000円

貼用印紙 金 13,000円

添付郵券 金 6,740円